

医療情報取得加算に関する事項

・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供を目指しております。

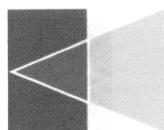
・厚生労働省が定める診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします、ご理解頂きますようお願いいたします。

■ 初診時 1 点

■ 再診時(3 ヶ月に 1 回に限り算定)1 点

(※マイナ保険証の利用の有無に関わらず)

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。



公益財団法人柏市医療公社

柏市立柏病院

Kashiwa Municipal Hospital